気象予報士登録抹消事由届出書

　気 象 庁 長 官 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　気象予報士の登録の抹消事由に該当することとなったので、気象業務法施行規則第３８条の規定により、届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
|  （フ リ ガ ナ）届 出 人 の 氏 名 |  |
| 届 出 人 の 住 所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　） |
| （フ リ ガ ナ）気 象 予 報 士 の氏名（※） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 気 象 予 報 士 の住所（※） | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　） |
| 登　録　年　月　日 | 　 年　　　月　　　日 |
| 　 登　 録　 番　 号 　 | 　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号 |
| 　　抹　消　の　事　由　　　　 |  |
| 抹 消 事 由 に 該当 す る こ と とな っ た 期 日 | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |

※欄の記入と添付書類の注意事項

1. 気象予報士が死亡し、その相続人がその旨を届け出る場合（※欄を記入）

死亡を証する書類の添付が必要です。

1. 気象業務法の規定により罰金以上の刑に処せられた場合（※欄の記入は不要）

その旨を証する書類の添付が必要です。